

第148回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議決権のご行使は郵送で行い、当日のご来場の自粛をお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会における感染予防に関しては、
<https://www.tokyoink.co.jp/>
で随時更新してまいります。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ16階 天覧の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役8名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件





基 本 理 念

人々の暮らしをより快適に、便利に、安全に。
地球に優しく。

豊かな暮らしと社会の発展に
広く貢献する企業でありつづけます。

企 業 理 念

暮らしを彩る、
暮らしに役立つ
ものづくりで、
社会に貢献する。

目指すべき企業像

色彩を軸に、
市場が求める価値を
お客様と共に創造、
実現し続ける企業。

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権をご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号 北とぴあ16階 天覧の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役 8 名選任の件
第3号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tokyoink.co.jp/>)

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

当社第148回定時株主総会を開催するにあたり、2020年4月に政府から発出された緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルスの感染症拡大防止について、下記のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

<株主様へのお願い>

- ・ 今回の株主総会は、可能な限り書面により事前に議決権をご行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・ 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、一般的な感染予防策等を事前にご確認いただくとともに、当日までの健康状態にご留意のうえ、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。
- ・ ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調が優れない方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

<総会会場の感染防止対策について>

- ・ 株主総会の役員および運営スタッフは、マスクを着用するなど、感染防止措置を施して対応いたします。
- ・ 会場受付付近で検温を行い、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ 飲料等の提供は行いません。ご了承ください。
- ・ ご来場される株主様は、マスクの着用、会場に設置いたします消毒液の利用等、感染防止対策を十分に採られてご来場ください。
- ・ 例年よりも会場の席の間隔を広げるため、座席数を減少させる予定です。また、場内の換気のため扉を開けることがあります。
- ・ 株主総会の議事は、例年より円滑に行い、時間を短縮して行う予定です。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合には当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化ならびに今後の企業価値向上へ向けた内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、安定的かつ継続的に配当することを基本方針としており、第148期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき金40円 配当総額は104,935,040円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	おお はし 大 橋	あつ お 淳 男	再任 代表取締役社長・社長執行役員	18回／18回 (100%)
2	さか い 酒 井	かず ふみ 和 文	再任 取締役・常務執行役員生産部門長	18回／18回 (100%)
3	い とう 伊 藤	こう いち 幸 一	再任 取締役・常務執行役員開発・技術部門長	18回／18回 (100%)
4	えの もと 榎 本	きみ ひろ 公 裕	再任 取締役・常務執行役員管理部門長	18回／18回 (100%)
5	ほり かわ 堀 川	さとし 聡	再任 取締役・常務執行役員営業部門長 兼社長室長	18回／18回 (100%)
6	たか まつ 高 松	のり すけ 典 助	再任 取締役・執行役員営業部門副部門長 兼市場開発本部長兼市場開発部長	18回／18回 (100%)
7	うめ き 梅 木	よし のり 佳 則	再任 独立 社外 社外取締役	18回／18回 (100%)
8	しげ た 重 田	やす じ ろう 安 治 郎	再任 独立 社外 社外取締役	18回／18回 (100%)

再任

 再任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立

 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おお はし あつ お
大橋 淳男

生年月日

1942年9月12日

所有する当社の株式数

56,793株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1976年12月 当社入社

1978年 8 月 同取締役営業本部付

1982年 9 月 同常務取締役営業本部長

1984年 9 月 同代表取締役専務取締役

1986年 8 月 同代表取締役社長

2012年 6 月 同代表取締役社長・
社長執行役員営業部門長

2019年 4 月 同代表取締役社長・
社長執行役員（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験と知識を兼ね備えており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

さか い かず ふみ
酒井 和文

生年月日

1952年8月28日

所有する当社の株式数

4,000株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1974年 4 月 当社入社

2001年12月 同化成品技術部長

2004年 6 月 同第二生産本部土岐工場長

2006年 7 月 同第二生産本部吉野原工場長

2008年 4 月 同第一生産本部羽生工場長

2010年 4 月 同執行役員生産部門長

2010年 6 月 同取締役・常務執行役員生産部門長

2012年 4 月 同取締役・常務執行役員生産部門長
兼購買本部長

2012年 8 月 同取締役・常務執行役員生産部門長

2017年 8 月 同取締役・常務執行役員生産部門長
兼生産部門企画管理部長

2019年 3 月 同取締役・常務執行役員生産部門長
(現在)

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、生産、技術に関して豊富な経験と知識を持ち、その実績から引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

いとう こういち
伊藤 幸一

生年月日

1955年3月2日

所有する当社の株式数

4,200株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4 月 当社入社

2004年 6 月 同化成品技術部長

2007年 4 月 同技術本部長

2009年 4 月 同執行役員開発・技術部門
長

2010年 6 月 同取締役・執行役員開発・
技術部門長

2013年 4 月 同取締役・常務執行役員開
発・技術部門長（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、技術、生産に関して豊富な経験と知識を持ち、その実績から引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

えのもと きみひろ
榎本 公裕

生年月日

1955年3月6日

所有する当社の株式数

4,600株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4 月 当社入社

2003年 7 月 同第二生産本部吉野原工場
第1製造部長

2008年 4 月 同社長室経営企画部部長

2009年 4 月 同執行役員営業部門営業統
括部長

2010年 6 月 同取締役・執行役員社長室長

2013年 4 月 同取締役・常務執行役員社
長室長

2014年 1 月 同取締役・常務執行役員管
理部門長兼社長室長

2017年 7 月 同取締役・常務執行役員管
理部門長（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、CSR、経営管理、人事等に関して豊富な経験と知識を持ち、その実績から引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ほり かわ さとし
堀川 聡

生年月日

1963年3月13日

所有する当社の株式数

2,500株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月	当社入社	2016年 4 月	同取締役・常務執行役員営業部門副部門長
2006年 8 月	同貿易部長		兼化成品事業統括
2009年10月	同営業部門化成品営業本部長兼化成品営業第1部長	2017年 7 月	同取締役・常務執行役員社長室長兼営業部門副部門長
2010年 7 月	同執行役員営業部門化成品営業本部長	2019年 4 月	同取締役・常務執行役員営業部門長兼社長室長 (現在)
2014年 6 月	同取締役・執行役員営業部門化成品営業本部長		
2015年 4 月	同取締役・常務執行役員化成品事業統括		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、営業部門、海外事業、経営管理に関して豊富な経験と知識を持ち、その実績から引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

たかまつ のりすけ
高松 典助

生年月日

1959年8月28日

所有する当社の株式数

800株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月	当社入社	2018年 6 月	同取締役・執行役員化成品事業統括兼営業部門市場開発部長
2004年10月	同化成品営業本部開発部長		
2007年 4 月	同開発本部企画開発部長	2019年 1 月	同取締役・執行役員化成品事業統括兼営業部門市場開発本部長兼市場開発部長
2009年 4 月	同開発・技術部門市場開発部長		
2011年 4 月	同営業部門市場開発部長	2019年 5 月	同取締役・執行役員営業部門副部門長兼市場開発本部長兼市場開発部長 (現在)
2015年 4 月	同執行役員営業部門化成品営業本部長兼市場開発部長		
2017年 7 月	同執行役員化成品事業統括兼営業部門市場開発部長		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、化成品事業に関して、豊富な経験と知識を持ち、また、インクジェットインクにも精通しており、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

うめ き よしのり
梅木 佳則

生年月日

1963年6月4日

所有する当社の株式数

100株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

社外

独立

候補者番号

8

しげ た やす じろう
重田 安治郎

生年月日

1952年5月7日

所有する当社の株式数

1,200株

取締役会出席状況

(当事業年度)

18回／18回

(出席率100%)

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位および担当

2001年10月	第一東京弁護士会登録	2017年 6 月	当社社外取締役（現在）
2001年10月	原田・尾崎・服部法律事務所 所入所		
2004年 9 月	安西・外井法律事務所（現 安西法律事務所）入所 （現在）		

▶ 重要な兼職の状況

安西法律事務所弁護士

取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、上記の理由により引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4 月	三井石油化学工業株式会社 入社	2007年 6 月	Advanced Composites,inc. 執行役上級副社長
1995年 1 月	General Electric Plastics B.V.在勤	2009年 1 月	Advanced Composites,inc. 取締役最高執行役社長
1997年10月	三井化学株式会社ライセン ス事業部部長職部員	2012年 6 月	当社常勤監査役（社外監査 役）
2003年 6 月	同石化事業グループライセ ンス事業部長	2017年 6 月	同退任
		2018年 6 月	当社社外取締役（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、他社での経営者としての経験から、当社の社外監査役在任期間において豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 梅木佳則氏 3年
- 重田安治郎氏 2年
4. 当社は、梅木佳則、重田安治郎の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、梅木佳則、重田安治郎の両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、梅木佳則、重田安治郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

監査役平瀬栄治氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者伊東義人氏は、監査役平瀬栄治氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第33条第 2 項の規定により、監査役平瀬栄治氏の任期が満了する2023年 6 月開催予定の第151回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いとうよしと
伊 東 義 人

生年月日
1961年12月14日
所有する当社の株式数
一株

新任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位

1985年 4 月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社
2008年 1 月 同経理部財務会計パートリーダー
2010年 4 月 同経理部財務グループリーダー
2014年 4 月 同財務部副部長兼財務部財務・税務グループリーダー
2015年 4 月 同経理部財務・税務グループリーダー兼経理部戦略推進グループリーダー
2017年 7 月 同経理部財務グループリーダー兼経理部戦略推進グループリーダー兼監査役付
2019年 4 月 同経理部財務グループリーダー兼監査役付（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

同氏は、直接会社経営に携わった経験はありませんが、三井化学株式会社において、長年にわたり財務・会計の要職を歴任され、相当程度の知見を有しております。その経験や知識を当社の監査に発揮していただくことを期待し、新任の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊東義人氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 伊東義人氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、伊東義人氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意に acting かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、伊東義人氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国の経済は、企業収益の底堅い推移や堅調な個人消費等により緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米中貿易摩擦による中国経済の減速、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動、また、新型コロナウイルス感染症拡大により、急速な世界経済の低迷がもたらされ、景気の先行きは極めて不透明な状況に陥っております。

このような状況の中、当社グループは、既存の事業領域における競争力強化と顧客満足の上昇および周辺事業領域への拡大に引き続き努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が425億7千2百万円で前年度比20億5千6百万円の減収（4.6%減）、営業利益は5億9千2百万円で前年度比6億4千6百万円の減益（52.2%減）、経常利益は7億5千8百万円で前年度比6億7千6百万円の減益（47.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億8千2百万円で前年度比4億3千万円の減益（42.5%減）となりました。

売上高

425億7千2百万円

前年度比 4.6%減



営業利益

5億9千2百万円

前年度比 52.2%減



経常利益

7億5千8百万円

前年度比 47.2%減



親会社株主に帰属する当期純利益

5億8千2百万円

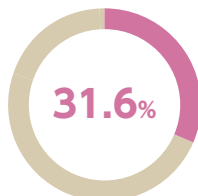
前年度比 42.5%減



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

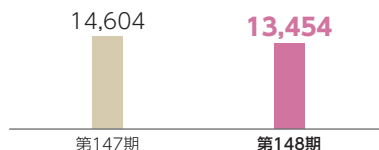
■ インキ事業 売上高 134億5千4百万円（前年度比 7.9 %減）

■ 売上高構成比



■ 売上高

（単位：百万円）



オフセットインキは、市場規模の縮小化と原材料価格の高止まりが継続する中で、選択と集中で売上確保に注力しましたが、想定以上の折込チラシ等の低迷もあり、数量および売上高は前年度に比べ減少いたしました。

グラビアインキは、紙用グラビアインキが低調でしたが、軟包装用環境対応製品など戦略製品が健闘し、売上高は前年度に比べ増加いたしました。

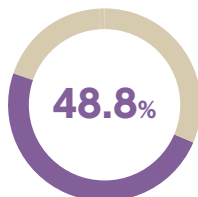
インクジェットインキは、受託インキは委託先の内製化により伸び悩み、産業用機能性インキは、建材用需要の減少により、数量および売上高は前年度に比べ減少いたしました。

印刷用材料および印刷機械は、オフセットインキと同様に市場が低迷する中で売上維持に注力いたしましたが、新たな設備投資が手控えられるなどの要因も重なり、売上高は前年度に比べ減少いたしました。

この結果、インキ事業の売上高は134億5千4百万円で前年度比11億4千9百万円の減収（7.9%減）、セグメント利益は2億9千8百万円で前年度比2億4百万円の減益（40.7%減）となりました。

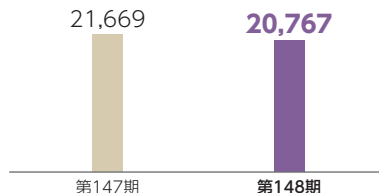
■ 化成品事業 売上高 207億6千7百万円（前年度比 4.2 %減）

■ 売上高構成比



■ 売上高

（単位：百万円）



マスターバッチは、世界的な脱プラスチックの影響、食品容器・包装資材関係が流通業界のフードロス対策や営業時間短縮等の影響、日用品向けや建材向けも個人消費や住宅着工件数の低迷の影響を受け、前年度に比べ減少いたしました。環境対応製品として上市した機能性マスターバッチ等は、堅調に推移しました。自動車関連マスターバッチは、消費税率変更や一部自動車メーカーの生産台数減少の影響がありましたが、計画どおりに推移いたしました。

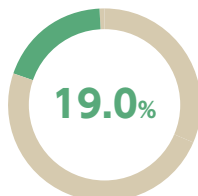
樹脂コンパウンドは、消費低迷と自動車の生産台数減少の影響を受け、数量および売上高は前年度に比べ減少いたしました。

この結果、化成品事業の売上高は207億6千7百万円で前年度比9億2百万円の減収（4.2%減）、セグメント利益は15億3千4百万円で前年度比4億4百万円の減益（20.8%減）となりました。

加工品事業

売上高 80億8千8百万円（前年度比 0.4 %増）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）



ネトロン工材は、オリンピック用資材の物件終了に伴う販売が減少いたしました。水処理用資材の輸出需要増加等により、売上高は前年度に比べ増加いたしました。

ネトロン包材は、事業拡大により、売上高は前年度に比べ大幅に増加いたしました。

一軸延伸フィルムは、脱プラスチックおよびフードロス対策等、市場マインドの後退により食品包装用途が減少したため、売上高は前年度に比べ減少いたしました。

土木資材は、独自工法の確立で、災害復旧需要に対応したジオセルおよび周辺部材が採用され、好調に推移し、売上高は前年度に比べ増加いたしました。

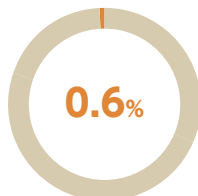
農業用資材は、市況低迷により、売上高は前年度に比べ減少いたしました。

この結果、加工品事業の売上高は80億8千8百万円で前年度比3千5百万円の増収（0.4%増）、セグメント利益は6億7百万円で前年度比1億2千万円の増益（24.8%増）となりました。

不動産賃貸事業

売上高 2億6千万円（前年度比 13.5%減）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）



不動産賃貸事業は、賃貸物件の売却により、売上高は2億6千万円で前年度比4千万円の減収（13.5%減）、セグメント利益は1億2千万円で前年度比5百万円の減益（4.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

〈当連結会計年度に完成した主要設備〉

(単位：百万円)

セグメント	設 備	金 額
インキ事業	羽生工場他 インキ製造設備	261
化成品事業	吉野原工場他 化成品製造設備	1,369
加工品事業	東洋整機樹脂加工(株)他 加工品製造設備	321
不動産賃貸事業	吉見事業所他 賃貸不動産の保全	118

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました投資等の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金によっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業譲受けの状況

当社は、2019年9月30日付で、連結子会社である東京ポリマー株式会社の加工品製造に係る全事業を譲り受けました。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年10月25日付で、ハヤシ化成工業株式会社の発行する全株式を取得し、子会社といたしました。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する」を理念として、「色彩を軸に、市場が求める価値をお客様と共に創造、実現し続ける企業」を目指し、高収益メーカーへの成長の通過点として2020年度連結経常利益15億円を目標とする5か年の経営計画「TOKYOink2020」を策定いたしております。

「TOKYOink2020」では、コア事業の更なる強化とコア事業周辺領域の事業を拡大することを目指した事業戦略、素材を活かす要素技術と加工技術の拡充を目指した技術戦略、株主価値の向上と事業戦略に応じた最適資本構成を目指した財務戦略、人的資源の有効活用を目指した人事戦略の4つの経営戦略と合わせて、基盤の整備として「現場力の徹底強化」を掲げております。

当社グループをとりまく事業環境は、環境規制等による原材料供給問題、環境意識の高まりによる脱プラスチックの流れ、商業・出版印刷の更なるデジタルへのシフト、物流コストの上昇等による影響が見受けられ、2020年に入って、全世界に広がった新型コロナウイルスの影響による急激な消費動向の変動により極めて不透明な状況にあります。

その中において、2021年3月期は経営計画「TOKYOink 2020」の最終年度にあたり、高収益メーカーを目指して引き続きコア事業のさらなる強化とコア事業周辺領域の事業の拡大を進めてまいります。

インキ事業では、オフセット印刷用製品の品種統合や生産体制変更、協業等による持続可能な事業体制の整備を進め、グラビア印刷用製品においては、環境調和型製品をラインアップし、拡販に取り組めます。また、インクジェット用製品は、産業用途の受託・自社製品を両輪に新規案件の獲得に努めると同時に、新たに軟包装向け新製品の開発に着手してまいります。

化成事業では、フィルム、容器、自動車、各種産業用途の製品を中核とする既存領域の強化に加え、顧客対応力を武器に機能性、医療、光学用途等の周辺領域への事業展開を加速させながら、一方でプラスチックによる環境問題への対応として、環境負荷低減に寄与するバイオマス・生分解樹脂用マスターバッチ製品を拡充し、さらにフードロス削減等の環境対応に向けた機能性を付与する差別化製品の開発・拡販を進めてまいります。

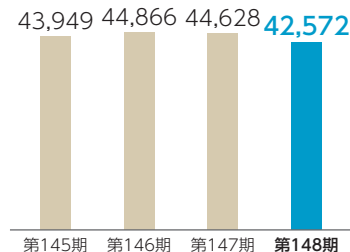
加工品事業では、プラスチックネット製品の需要拡大を受け、新規導入した生産設備を活用し更なる拡販に努めてまいります。一軸延伸フィルムは、新規製品の市場投入を進めながら、生産性向上に取り組んでまいります。土木資材においては、ジオセル製品を軸に新工法の開発・導入を進め付加価値の高いソリューションを提供してまいります。また、農業資材は、新たな用途への展開を図るべく新規ニーズの探索を進めてまいります。

また、全社業務システムの全面刷新を実施し2019年5月より稼働しておりますが、今後、このシステムを活用して業務の更なる効率化を進めてまいります。

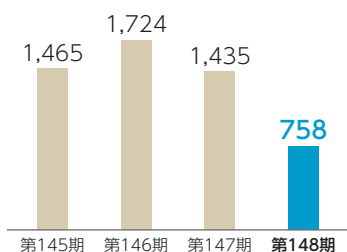
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

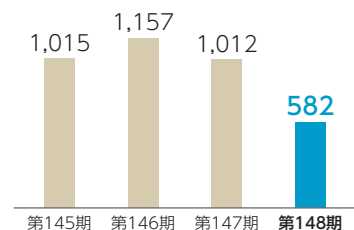
■ 売上高 (単位：百万円)



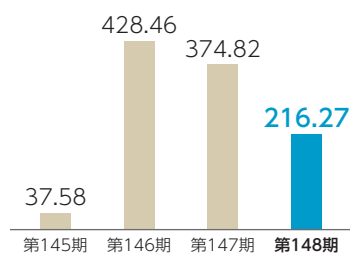
■ 経常利益 (単位：百万円)



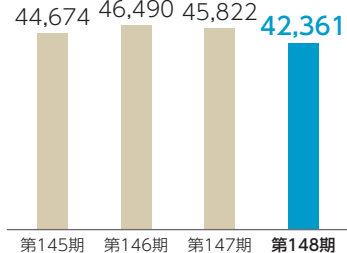
■ 親会社株主に
帰属する当期純利益 (単位：百万円)



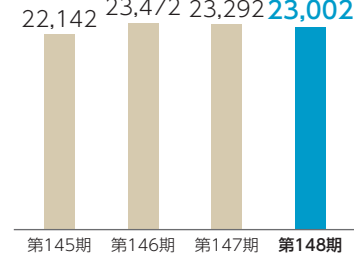
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



■ 純資産 (単位：百万円)



(単位：百万円)

区 分	第145期 (2016/4～2017/3)	第146期 (2017/4～2018/3)	第147期 (2018/4～2019/3)	第148期 (2019/4～2020/3) [当連結会計年度]
売 上 高	43,949	44,866	44,628	42,572
経 常 利 益	1,465	1,724	1,435	758
親会社株主に帰属する当期純利益	1,015	1,157	1,012	582
1株当たり当期純利益	37.58円	428.46円	374.82円	216.27円
総 資 産	44,674	46,490	45,822	42,361
純 資 産	22,142	23,472	23,292	23,002

(注) 当社は、2017年6月29日開催の第145回定時株主総会決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、第146期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
林インキ製造株式会社	18百万円	100%	印刷インキ製造
英泉ケミカル株式会社	30百万円	100%	化成品製造
東京ポリマー株式会社	3百万円	100%	加工品製造
トーイン加工株式会社	10百万円	100%	加工品製造
東洋整機樹脂加工株式会社	40百万円	73.6%	一軸延伸フィルムの製造
東京インキ株式会社U.S.A.	2百万 米ドル	100%	印刷インキ、化成品等の輸出入販売
東京インキ（タイ）株式会社	200百万 タイバツ	97.5%	化成品の製造販売
東京油墨貿易（上海）有限公司	50万 米ドル	100%	化成品、加工品等の輸出入販売

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の8社であり、当連結会計年度の売上高は425億7千2百万円（前年度比4.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億8千2百万円（前年度比42.5%減）であります。

3. 上記のうち、東京油墨貿易（上海）有限公司については、当連結会計年度において、連結の範囲に含めており、重要な子会社に含めております。

(11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

セグメント	主要な事業内容
インキ事業	オフセットインキ・グラビアインキ・インクジェットインクの製造販売 印刷用材料・印刷機械の販売
化成品事業	マスターバッチ・樹脂コンパウンドの製造販売
加工品事業	工業材料・包装材料の製造販売 仕入商品の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

(12) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
本店	東京都北区王子一丁目12番4号 TIC王子ビル
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市天王寺区
福岡支店	福岡県大野城市
札幌営業所	北海道札幌市東区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
広島営業所	広島県広島市南区
高松営業所	香川県高松市
羽生工場	埼玉県羽生市
吉野原工場	埼玉県さいたま市北区
土岐工場	岐阜県土岐市
大阪工場	大阪府枚方市
福岡工場	福岡県三潴郡大木町

②子会社

名 称	所 在 地
林インキ製造株式会社	東京都足立区
英泉ケミカル株式会社	埼玉県比企郡嵐山町
東京ポリマー株式会社	東京都北区
トーイン加工株式会社	宮崎県都城市
東洋整機樹脂加工株式会社	愛知県北名古屋市
東京インキ株式会社U.S.A.	米国カリフォルニア州シグナルヒル市
東京インキ（タイ）株式会社	タイ王国バンコク都
東京油墨貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況（2020年3月31日現在）**①企業集団の従業員数の推移**

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
従業員数	694（142）名	706（135）名	702（138）名	712（135）名

②当社の従業員数の推移

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
従業員数	609（113）名	620（108）名	607（108）名	604（108）名

③当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
604（108）名	44.4歳	22.2年

（注）1. 従業員数は期末時点での就業人員であります。

2. パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主な借入先（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	1,972
三井住友信託銀行株式会社	1,863
株式会社三菱UFJ銀行	1,128
株式会社三井住友銀行	728
株式会社りそな銀行	562

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 7,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,725,758株

(3) 株主数 2,539名

(4) 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
共同印刷株式会社	240	9.18
東京インキ取引先持株会	174	6.65
東京インキ従業員持株会	124	4.73
有限会社久栄	110	4.19
東京海上日動火災保険株式会社	95	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	94	3.61
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	68	2.61
株式会社みずほ銀行	66	2.55
三井住友信託銀行株式会社	62	2.37
大橋淳男	56	2.16

(注) 1. 当社は、自己株式を102,382株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	大 橋 淳 男	
取締役・常務執行役員	酒 井 和 文	生産部門長
取締役・常務執行役員	伊 藤 幸 一	開発・技術部門長
取締役・常務執行役員	榎 本 公 裕	管理部門長
取締役・常務執行役員	堀 川 聡	営業部門長兼社長室長
取締役・執行役員	高 松 典 助	営業部門副部門長 兼市場開発本部長兼市場開発部長
取締役	梅 木 佳 則	安西法律事務所弁護士
取締役	重 田 安治郎	
常勤監査役	平 瀬 栄 治	
常勤監査役	石 井 啓 太	
監査役	星 名 昇 一	

- (注) 1. 取締役 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 平瀬栄治、石井啓太の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 梅木佳則、重田安治郎、監査役 平瀬栄治、石井啓太の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 就任
監査役 石井啓太氏は、2019年6月27日開催の第147回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 退任
監査役 梶山正義氏は、2019年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当等	異動後の担当等	異動年月日
大 橋 淳 男	代表取締役社長・社長執行役員 営業部門長	代表取締役社長・社長執行役員	2019年4月1日
堀 川 聡	取締役・常務執行役員 社長室長兼営業部門副部門長	取締役・常務執行役員 営業部門長兼社長室長	2019年4月1日
高 松 典 助	取締役・執行役員 化成品事業統括 兼営業部門市場開発本部長 兼市場開発部長	取締役・執行役員 営業部門副部門長 兼市場開発本部長 兼市場開発部長	2019年5月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役または各監査役が、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	188百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	39百万円 (29百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	227百万円 (40百万円)

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内と決議いただいております。
4. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 上記には、役員賞与8百万円が含まれております。
6. 取締役の報酬等の額には、2019年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（社外監査役1名）を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役8名（うち社外取締役2名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
7. 当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同定時株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会において決議いただいております。
- なお、当事業年度に退任した監査役は、上記の役員退職慰労金制度廃止後に就任した役員であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	梅 木 佳 則	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席（出席率100%）し、弁護士の立場から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	重 田 安治郎	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席（出席率100%）し、他社での経営者および当社の監査役としての経験から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	平 瀬 栄 治	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回（出席率100%）、監査役会には18回中18回出席（出席率100%）し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	石 井 啓 太	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回（出席率100%）、監査役会には14回中14回出席（出席率100%）し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、前事業年度の監査実績、監査時間および報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査計画および監査予定時間ならびに報酬額の妥当性につき検討した結果、提示された会計監査人の報酬について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、東京インキ株式会社U.S.A.および東京インキ（タイ）株式会社ならびに東京油墨貿易（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、収益認識基準の導入に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、現に契約している会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を説明いたします。

また、監査役会は、現に契約している会計監査人について、監査役会が定めた会計監査人评价指針に従い、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役とのコミュニケーションおよび不正リスク対応などを総合的に評価し必要があると判断した場合、その他必要と判断した場合には、当該会計監査人を不再任とすることに関する株主総会に提出する議案の内容を監査役会の決議により決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置し、グループ全体の内部統制の一元化を図る。
- ロ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
- ハ. 定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員と監査役全員が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。
- 二. 取締役執行役員で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。なお、経営会議には監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べ、取締役に對する監督機能を強化する。
- ホ. 公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録・経営会議議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. CSR協議会のもとにリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うことにより、リスクの未然防止およびリスク発生時の損失の最小化を図る。
- ロ. リスク管理委員会は、社内啓蒙活動を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
- ロ. 行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにCSR協議会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ハ. コンプライアンス委員会は、全事業所において啓蒙活動を行う。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の役職員の効率的な職務の執行を図る。
- ロ. 監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 代表取締役社長および取締役は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組み状況の報告を行う。
- ロ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内の重要会議に出席する。
- ハ. 当社グループの取締役および使用人は、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他監査役と協議して定めた事項を監査役に速やかに報告する。
- ニ. 当社グループは、監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取扱いをすることを禁止する。

⑨監査役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに前払いまたは償還する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内の重要会議に出席する。
- ロ. 監査役は、会計監査人との間および監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
- ハ. 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。

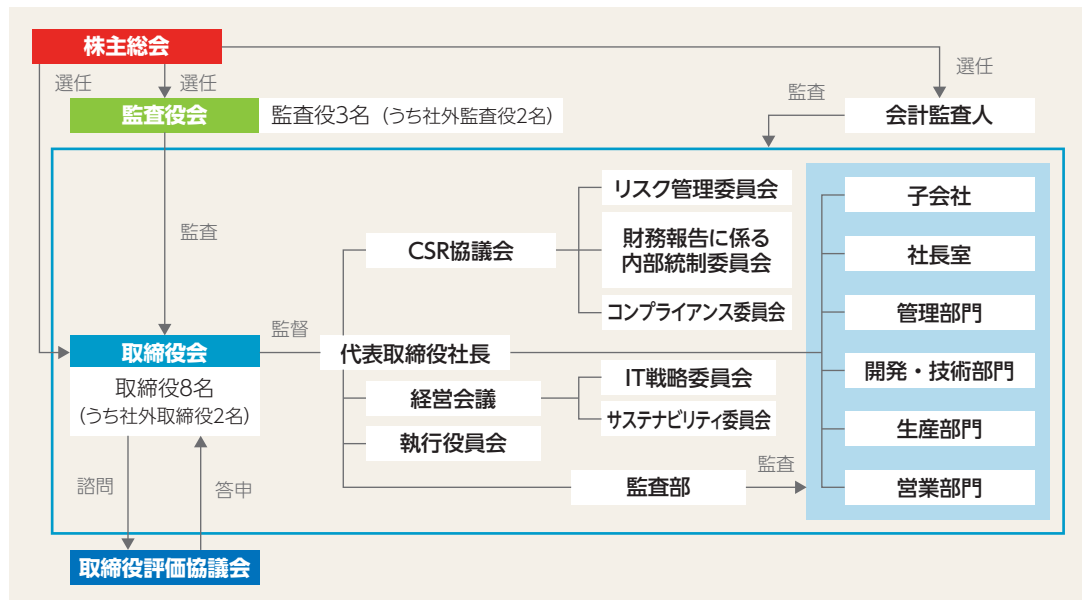
⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するためにCSR協議会のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ロ. 監査部は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じる。

⑫反社会的勢力を排除するための体制

全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

■ コーポレートガバナンス体制



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置しております。

CSR協議会は、代表取締役社長を議長とし、全ての部門長およびリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会の委員長を協議員として構成されております。CSR協議会は、下部組織の3委員会より情報を収集し、当社の社会的責任を果たすことで、企業価値の向上を図ることを目的としております。

なお、CSR協議会は、当事業年度において3回開催され、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からそれぞれ活動報告を受けました。

① リスク管理体制に関する取組み

リスク管理委員会は、生産部門長を委員長とし、様々なリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止めるべく、分析・評価を行っております。

当事業年度において、リスク管理委員会は、3回開催され、事業継続計画（BCP）に取組むとともに、各部門からリスクを抽出し、改善活動を通じて、全従業員への周知を行いました。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会は、管理部門長を委員長とし、主に当社および子会社からなる当社グループ全体のコンプライアンスの強化を図るため、啓蒙・教育を中心に活動しております。

当事業年度において、コンプライアンス委員会は、3回開催され、各部門で研修テーマを決定し、全従業員に対して研修を行い、また冊子の配布、コンプライアンスポスターの掲示等により、全従業員に対して啓蒙・教育活動に取組みました。

③ 財務報告の適正性に関する取組み

財務報告に係る内部統制委員会は、管理部門長を委員長とし、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用ならびに評価を行っております。

当事業年度において、財務報告に係る内部統制委員会は、4回開催され、新業務システム稼働に伴う運用評価を行い、財務報告に係る内部統制の整備・運用の改善に取組みました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに今後の企業価値向上へ向けた内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、安定的かつ継続的に配当することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、中間および期末の年間2回の剰余金の配当を実施することとしております。なお、当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、期末配当につきましては、従前どおり定時株主総会の決議によることといたします。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,903
現金及び預金	1,577
受取手形及び売掛金	14,848
商品及び製品	4,248
仕掛品	1,743
原材料及び貯蔵品	2,208
その他	305
貸倒引当金	△28
固定資産	17,457
有形固定資産	12,042
建物及び構築物	4,863
機械装置及び運搬具	2,459
工具、器具及び備品	421
土地	3,081
リース資産	244
建設仮勘定	971
無形固定資産	664
その他	664
投資その他の資産	4,751
投資有価証券	4,221
繰延税金資産	178
その他	409
貸倒引当金	△57
資産合計	42,361

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,777
支払手形及び買掛金	8,667
短期借入金	2,390
1年内返済予定の長期借入金	1,420
リース債務	110
未払法人税等	280
賞与引当金	430
未払消費税等	297
未払費用	807
その他	373
固定負債	4,580
長期借入金	3,141
リース債務	158
繰延税金負債	112
役員退職慰労引当金	228
退職給付に係る負債	771
その他	169
負債合計	19,358
純資産の部	
株主資本	22,913
資本金	3,246
資本剰余金	2,526
利益剰余金	17,401
自己株式	△260
その他の包括利益累計額	△60
その他有価証券評価差額金	363
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	39
退職給付に係る調整累計額	△463
非支配株主持分	149
純資産合計	23,002
負債・純資産合計	42,361

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

科目	金額	
売上高		42,572
売上原価		35,802
売上総利益		6,769
販売費及び一般管理費		6,176
営業利益		592
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	165	
出資分配金	23	
その他	85	277
営業外費用		
支払利息	34	
為替差損	34	
その他	43	111
経常利益		758
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	16	52
特別損失		
固定資産除売却損	27	
その他	2	29
税金等調整前当期純利益		780
法人税、住民税及び事業税	431	
法人税等調整額	△239	192
当期純利益		588
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		582

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,246	2,526	16,979	△59	22,692
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△216	—	△216
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	582	—	582
自己株式の取得	—	—	—	△201	△201
連結範囲の変動	—	—	55	—	55
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	422	△201	220
当期末残高	3,246	2,526	17,401	△260	22,913

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	746	△0	△26	△261	457	142	23,292
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△216
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	582
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△201
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	55
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△382	0	66	△202	△517	7	△512
当期変動額合計	△382	0	66	△202	△517	7	△289
当期末残高	363	0	39	△463	△60	149	23,002

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,974
現金及び預金	672
受取手形	3,003
電子記録債権	2,576
売掛金	9,128
商品及び製品	4,179
仕掛品	1,739
原材料及び貯蔵品	2,097
前払費用	45
短期貸付金	482
その他	59
貸倒引当金	△8
固定資産	16,768
有形固定資産	10,770
建物	4,092
構築物	205
機械及び装置	2,154
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	407
土地	2,709
リース資産	224
建設仮勘定	940
無形固定資産	616
ソフトウェア	596
その他	20
投資その他の資産	5,381
投資有価証券	4,201
関係会社株式	862
固定化営業債権	8
その他	366
貸倒引当金	△57
資産合計	40,743

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,608
支払手形	14
電子記録債務	923
買掛金	7,714
短期借入金	2,390
1年内返済予定の長期借入金	1,420
リース債務	103
未払金	187
未払消費税等	271
未払法人税等	274
未払費用	778
賞与引当金	404
役員賞与引当金	9
預り金	44
設備関係支払手形	1
その他	70
固定負債	4,095
長期借入金	3,141
リース債務	144
繰延税金負債	319
退職給付引当金	92
役員退職慰労引当金	228
資産除去債務	12
その他	157
負債合計	18,703
純資産の部	
株主資本	21,675
資本金	3,246
資本剰余金	2,511
資本準備金	2,511
その他資本剰余金	0
利益剰余金	16,178
利益準備金	475
その他利益剰余金	15,702
別途積立金	9,272
配当引当積立金	590
買換資産圧縮積立金	1,182
繰越利益剰余金	4,657
自己株式	△260
評価・換算差額等	364
その他有価証券評価差額金	363
繰延ヘッジ損益	0
純資産合計	22,039
負債・純資産合計	40,743

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		42,252
売上原価		35,634
売上総利益		6,617
販売費及び一般管理費		5,924
営業利益		693
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	203	
その他	71	282
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	31	
その他	37	105
経常利益		870
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	16	52
特別損失		
固定資産除売却損	26	
関係会社株式評価損	325	
その他	2	353
税引前当期純利益		569
法人税、住民税及び事業税	423	
法人税等調整額	△232	190
当期純利益		378

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						別途 積立金	配当引当 積立金	買換資産 圧縮 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	3,246	2,511	0	2,511	475	9,272	590	1,721	3,956	16,015
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△216	△216
買換資産圧縮 積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△539	539	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	378	378
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△539	701	162
当期末残高	3,246	2,511	0	2,511	475	9,272	590	1,182	4,657	16,178

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△59	21,713	746	△0	746	22,459
当期変動額						
剰余金の配当	—	△216	—	—	—	△216
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	378	—	—	—	378
自己株式の取得	△201	△201	—	—	—	△201
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△382	0	△382	△382
当期変動額合計	△201	△38	△382	0	△382	△420
当期末残高	△260	21,675	363	0	364	22,039

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京インキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京インキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京インキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

東京インキ株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 平 瀬 栄 治 ㊟
常勤監査役（社外監査役） 石 井 啓 太 ㊟
監 査 役 星 名 昇 一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

北とぴあ16階 天覧の間

東京都北区王子一丁目11番1号

電話：東京 (03) 5390-1122 (代表)

交通

JR京浜東北線 「王子駅」 ●北口より徒歩2分
地下鉄南北線 「王子駅」 ●5番出口直結
東京さくらトラム 「王子駅前駅」 ●徒歩5分
(都電荒川線)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

